

「医療情報取得加算」 診療報酬算定開始のお知らせ

当院では、2025(令和7)年1月よりマイナ保険証による「保険資格確認」を行うべく、ようやく体制を整備いたしました。

以後、オンライン保険資格確認によって得た「受診歴」、「薬剤情報」、「特定健診情報」及びその他の必要な診療情報を活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。

以上により、2025(令和7)年1月1日から「医療情報取得加算」として、次の診療点数を初・再診料にそれぞれ加算して算定いたします。

医療情報取得加算	
初診の場合	初診料に1点を加算(1か月に1回)
再診の場合	再診料に1点を加算(3か月に1回)

**質の高い医療を提供するため、
マイナ保険証の利用に
ご協力をお願い申し上げます。**

ご不明な点がございましたら、外来・入院の
受付窓口にお問い合わせください。